算式Ⅸ

$$O=44.27\times\left(\frac{ab-aa}{aa}\right)+0.64$$

$\frac{ab-aa}{aa}$に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅸの符号

aa　平成26年５月に内閣府が公表した平成20年度から平成22年度までの各年度の県民経済計算における一人当たり県民所得の合計額を３で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

ab　平成26年５月に内閣府が公表した平成21年度から平成23年度までの各年度の県民経済計算における一人当たり県民所得の合計額を３で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

附則第十九条の十四第七項の表市町村の項算式を次のように改める。

算式

（0.15×G＋0.15×H＋0.15×Ⅰ＋0.1125×J＋0.1125×K＋0.1125×L＋0.1125×M＋0.05×N＋0.05×O）×0.639

0.15×G、0.15×H、0.15×Ⅰ、0.1125×J、0.1125×K、0.1125×L、0.1125×M、0.05×N及び0.05×Oに小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、（0.15×G＋0.15×H＋0.15×Ⅰ＋0.1125×J＋0.1125×K＋0.1125×L＋0.1125×M＋0.05×N＋0.05×O）×0.639に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

附則第十九条の十四第七項の表市町村の項算式の符号G算式Ⅰの符号ｋ中「25を」を「25万円を」に、「乗じた数」を「乗じた額」に、「75を」を「75万円を」に、「150を」を「150万円を」に、「250を」を「250万円を」に、「400を」を「400万円を」に、「600を」を「600万円を」に、「850を」を「850万円を」に、「1,250を」を「1,250万円を」に、「1,750を」を「1,750万円を」に、「2,500を」を「2,500万円を」に、「4,000を」を「4,000万円を」に、「7,500を」を「7,500万円を」に、「20,000を」を「20,000万円を」に、「40,000を」を「40,000万円を」に、「60,000を」を「60,000万円を」に改め、同項算式の符号H算式Ⅱ中「3.58」を「4.63」に、「0.54」を「0.32」に改め、同項算式の符号H算式Ⅱの符号m中「平成20年から平成22年までの各年」を「平成22年及び平成24年」に改め、「製造品出荷額」の下に「並びに経済センサス活動調査規則によつて公表された平成23年における製造品出荷額」を加え、同項算式の符号H算式Ⅱの符号ｎ中「工業統計調査規則によつて公表された平成21年及び平成22年における製造品出荷額並びに」を削り、「平成23年における製造品出荷額」の下に「並びに工業統計調査規則によつて公表された平成24年及び平成25年における製造品出荷額」を加え、同項算式の符号Ⅰ算式Ⅲ中「13.00」を「12.94」に改め、同項算式の符号KからNまでを次のように改める。

K　次の算式Ⅴによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅴ

$$K=121.21\times(t-s)\times\frac{1}{5}+0.09$$

$(t-s)\times\frac{1}{5}$に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅴの符号

s　国勢調査によつて公表された平成17年10月１日現在における25歳から44歳までの女性の就業者数を同年の25歳から44歳までの女性の人口で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

t　国勢調査によつて公表された平成22年10月１日現在における25歳から44歳までの女性の就業者数を同年の25歳から44歳までの女性の人口で除して得た数（小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

L　次の算式Ⅵによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅵ

$$L=20.39\times\left(\frac{v-u}{u}\right)\times\frac{1}{3}+0.64$$

$\left(\frac{v-u}{u}\right)\times\frac{1}{3}$に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅵの符号

u　経済センサス基礎調査規則によつて公表された平成21年７月１日現在における民営従業者数

v　経済センサス活動調査規則によつて公表された平成24年２月１日現在における民営従業者数

M　次の算式Ⅶによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅶ

$$M=24.33\times\left(\frac{x-w}{w}\right)\times\frac{1}{3}+0.93$$

$\left(\frac{x-w}{w}\right)\times\frac{1}{3}$に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式Ⅶの符号

w　経済センサス基礎調査規則によつて公表された平成21年７月１日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。）

x　経済センサス活動調査規則によつて公表された平成24年２月１日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。）

N　次の算式Ⅷによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が１を超える場合には１とし、負数となるときは０とする。）

算式Ⅷ

$$N=0.36\times(z-y)\times\frac{1}{2}+0.32$$

$(z-y)\times\frac{1}{2}$に小数点以下４位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。